

# 食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会

## 平成15年度とりまとめ素案

### 我が国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題

(項目の構成)

はじめに

#### 1. 基本的な考え方

- 我が国の食の安全に関するリスクコミュニケーションに必要なこと
- (1) 食のリスクコミュニケーションのリスク分析手法の中での位置づけ
- (2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの目標
- (3) 目標達成のために必要な手法又は手段に関する事項

#### 2. 現状

- (1) 食品安全基本法制定以前のリスクコミュニケーションの問題点と改善の状況
- (2) 食品安全基本法制定後のリスクコミュニケーションの実施状況
  - 関係法律におけるリスクコミュニケーション関係規定
    - 食品安全基本法
    - 食品衛生法
  - 各府省における食の安全に関するリスクコミュニケーションの実施状況
  - 地方公共団体における実施状況
  - 食品関連事業者の取組み
  - 消費者の取組み

#### 3. 課題

- (1) リスクコミュニケーション実施の考え方
  - 関係者の役割と取組み、連携の方向
    - 国
    - 地方公共団体
    - 食品関連事業者
    - 消費者
    - メディア
    - 学界

- 教育
- 情報公開と知的財産権、プライバシーの保護等

(2) リスクコミュニケーションの方法等

- コミュニケーションの媒体
- 意見交換会の規模等
- 専門家の養成、コミュニケーション技術の向上
- リスクコミュニケーションに関する調査研究の充実
- 国際的なリスクコミュニケーションの実施

4 . 今後のリスクコミュニケーション専門調査会の取組、活動の方向

- (1) 食品安全委員会、関係行政機関が行うリスクコミュニケーションへの助言
- (2) 種々の意見交換会等へのリスクコミュニケーション専門調査会メンバーの積極的参加
- (3) 行政、食品関連事業者、消費者など関係者の意見を随時、直接聴取
- (4) 関係する専門調査会等と連携して、関係者の中で意見の違いが大きい案件、関係者に知られていない案件等についてのリスクコミュニケーションを計画的に実施

(参考資料)

- 1 . 他分野におけるリスクコミュニケーション
- 2 . 諸外国におけるリスクコミュニケーション
  - (1)H15/10/28 開催の意見交換会におけるビリー前コデックス委員会議長（米農務長官特別顧問）の講演概要
  - (2)H16/2/16 開催のデ・レーウ蘭食品消費者製品安全庁長官の講演概要
- 3 . FAQ
- 4 . 用語集

( 素案 )

## 我が国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題

平成16年4月

食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会

はじめに

リスクコミュニケーションとは

従来、食品にかぎらず何か事故が起きてから、二度とそのようなことが起きないようにと対策が立てられてきました。また私たちは、安全と危険の2分法に慣れ、多くの場合、基準値以下か否か、賞味期限以内かかそうではないかということで物事を判断してきました。しかしリスクの考え方では、安全性について単純にシロ・クロで判断するのではなく、そのものの毒性の強さや性質と、体内に摂取したときに有害性を発揮するであろう量との関係を考えます。すなわち事故が起きる前に、有害性の程度やその起きる可能性を科学的に予測するリスク評価を行い、その結果を基にし、また関係者からの意見を聞いてリスクをなるべく小さくするための対策を実施するリスク管理を行おうとするわけです。

科学的な予測の身近な例である気象情報では、かなり良い精度で、しかもわかりやすい情報を提供できるようになっています。しかし地震予知となると、今の段階ではそれほど精度良く予測ができず、科学的な予測といっても差があります。食品の安全性については、多くの試験研究の結果、分析技術では飛躍的な向上がありました。動物試験結果から毒性試験結果を人に適用する上では、まだ十分わかっていない事柄もあり、必ずしも正確にリスクを予測できるとは限りません。しかし現時点で知られる最善の知識を結集してできるかぎり被害を少なくできるようにし、またもし科学的な予測に不確実な点があっても、予防的なアプローチを使ってリスク管理を行うようにしています。

リスク評価は科学者が、リスク管理は行政が中心になって行い、食品の安全を確保するのですが、消費者が安心を得るためには情報を得るだけでなく、これらのプロセスに積極的に参加することが大切です。さらに、消費者だけでなく、生産者や流通、小売業者など多くの人がリスク評価や管理に関与をするので、これらの人たちの間で十分な意見交換を行い、目標実現に協力し合ってもっとも適切な対応が図られるようにすることも大切です。そして、そのような作業がリスクコミュニケーションであり、食品安全を支える重要なファクターです。このリスク評価、リスク管理とそれらを支えるリスクコミュニケーションを一体として進めるやり方をリスク分析と呼んでいます。

## これまでの経緯

今から3年ほど前に、BSE（牛海綿状脳症）問題への対応の不手際、乳製品の病原菌汚染、輸入食品の基準値を超える農薬残留などの問題が生じ、食の安全確保への信頼が揺らぐ事件が相次ぎました。

BSE問題について調査検討する目的で当時設立された調査委員会は、消費者の健康保護を最優先すべきであり、食品安全へのリスク分析手法の導入を中心に、以下のようなリスクコミュニケーションにおける改善を指摘する報告をまとめました。すなわち、行政機関間のコミュニケーション不足、専門家と行政の間のコミュニケーション不足、行政機関による情報開示と透明性確保の不十分、正確で分かりやすい報道の不足、消費者の理解不足などが挙げられた。これらの指摘を背景にして、平成15年7月に内閣府に設置された食品安全委員会では、この委員会の主な業務の一つである「食品の安全性に関する情報及び意見の交換」について調査審議を行い、リスクコミュニケーションの改善を図るための専門調査会を発足させました。このリスクコミュニケーション専門調査会は、平成15年9月から現在までに9回の会合を開催し、各地で開催された意見交換会に委員らが参加するなどを通じて、未だ歴史の浅い我が国の食のリスクコミュニケーションの進め方ほかについて議論を重ねてきました。食品安全委員会からは、リスクコミュニケーション専門調査会に対して、個別テーマや海外及び国内他分野におけるリスクコミュニケーションの事例に関する意見交換会等の結果を踏まえて、我が国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題について、意見のとりまとめを求められています。（参考1）

リスクコミュニケーション専門調査会は、活動を開始してから数ヶ月を経たばかりで、議論はまだ試行錯誤の域を出ていませんが、一方で、米国におけるBSEの発生、我が国における鳥インフルエンザの発生など、実際にリスクコミュニケーションを必要とする事件が次々と生じています。このため、リスクコミュニケーション専門調査会のこれまでの議論から、若干の拙速は承知の上で、現時点で考えられる「我が国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」についてとりまとめ、関係者に参考にしていただくことにしました。

## 今後の方向

これまで食品安全委員会は意見交換会を開き、食品安全の新しいあり方について積極的に訴えるなどの活動に力を入れてきましたが、今後は、生産、流通、消費、行政、専門家などの関係者から食品の安全性に関わる問題の所在や解決方向、疑問点について、意見を聞き、討議することにもより多く力を注ぎ、食品安全委員会をはじめとして国がなすべきことの方角を探ることを目指します。以下に記すことを含めて具体的なリスクコミュニケーションの課題について、関係者の意見を聞き、食品安全委員会に提言していきたいと考えています。

リスクコミュニケーション専門調査会としては、このとりまとめに対するご意見を各方面からいただき、我が国の食に関するリスクコミュニケーションが、今後、一層円滑に進められるよう、さらに議論を深めていきたいと考えております。

関係者の意見、コメントをお待ちします。

- 中立、公正な調整役（ファシリテーター）を養成する。
- 消費者等関係者の疑問などに答えるための常設の窓口を設置する。
- 関係機関の縦割りを廃して、共同でリスクコミュニケーションに当たる。
- 対策をまとめる段階にも、目標やなすべき事柄を含めて関係者との話し合いを持つ。
- 情報公開を進め、日頃から意見交換を行える場を設置し、メディアとの協力関係の促進を図る。

## 1. 基本的な考え方

- 我が国の食の安全に関するリスクコミュニケーションに必要なこと

### （1）食のリスクコミュニケーションのリスク分析手法の中での位置づけ

#### ● 食の安全におけるリスク分析について

私たちは、食品を摂取することにより、生きていく上で必要な成分を体の中に取り込んでいますが、どのような食品でも、許容できる限度以上の量を摂取すると健康に悪影響を与える可能性のあるものを含んでいます。この健康に悪影響を与える可能性のあるものを「ハザード」と呼んでいます。ハザードには、有害な化学物質、微生物が産生する毒素、アレルギーなど様々なものがあります。

食品を食べることにより、ハザードが実際に健康に悪影響を与える確率とその程度を「リスク」と呼んでいます。猛毒なハザードでも、食品として摂取する確率と量が小さければ、リスクはそれほど大きくないし、逆に、比較的毒性の低いものでも、食品を通じて摂取する確率と量が大きければ、リスクは決して小さいとは言えないということになります。こうした食のリスクを合理的に低くしていこうという手法をリスク分析といっています。リスク分析においては、ハザードを認識し、どのような危害が生じるのかをはっきりさせ、どの程度摂取すると危害が生じるのかを確かめる「リスク評価」と、人々の関心や、費用と効果の関係、また食品のもたらす健康への恩恵、社会的な影響などを検討しながらリスクを低減する措置を講ずる「リスク管理」において、評価の妥当性やリスク管理の手法について、情報を共有し、各々の立場からの意見を交換し、理解し、協働する「リスクコミュニケーション」が重要とされます。このリスク分析の考え方は、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にすることができることなどから、Codex委員会によって各国に対して導入が奨励されるなど、国際的に食品のリスクに対処する際の共通の考え方となっています。我が国においても、平成15年7月に施行された食品安全基本法などにより、我が国の食品の安全性確保の基本的な考え方とされました。

食品の安全性確保は、“From Farm to Fork”という言葉で示されるように農場から食卓にいたるさまざまな段階で、生産、流通関係者、行政や消費者などの関係者がそれぞれの立場ごとに努力してはじめて確保されるものです。このことは、最近の鶏の高病原性鳥インフルエンザウイルスの発生や鶏卵の偽装日付表示事件で示されたように、問題の発見、安全性の科学的評価、安全管理方法の選択・実行のすべてにおいて、関係者の誰もが重要

な役割と責任を担っており、気が付いたところで問題を指摘したり、対処法を理解して協力しないととんでもない事態を招くことになり得ます。適切なリスクコミュニケーションは、食品安全の対策が科学的な根拠に基づいて、適切に実行されるために欠くことのできない関係者間の理解と実行のための協力の基礎です。

- 食の安全におけるリスクコミュニケーションのリスク分析手法の中での位置づけ

リスクコミュニケーションはリスク評価について理解を深め、リスク管理への協力を達成する手法で、リスクの評価、管理と並んでリスク分析手法の3要素の1つと位置づけられています（参考2を参照）。

しかし、「リスクコミュニケーション」という言葉は、我が国の食の分野では未だに一般的とはいええない状況です。「リスク」という言葉は、これまで、災害防止、危機管理、投資などの場面で使われてきましたが、食の分野で、「リスクコミュニケーション」と言われても、何か危険なものへ対応しなくてはと、身構えてしまう方もいるかもしれません。しかし「食品にはプラスの面と同時に、食べる内容や量により多少なりともリスクはある」ということを前提に、その対策は科学に基づいて費用や効果も考えながら実施される必要があります。このためリスクについて周知し、またその科学的な対処法等について広報し、意見を交換することも「リスクコミュニケーション」の役割の一つと考えられています。

## （2）食の安全に関するリスクコミュニケーションの目標

食の安全に関するリスクコミュニケーションは、リスク評価、リスク管理の過程において、各関係者が必要な情報を共有した上で、関係者の意見が適切に反映されることを目標とし、以下に留意して実施することが必要と考えられます。

- 食品の安全性に関する情報を「迅速に、必要なものをすべて、わかりやすく、正確に」提供する。
- 食品のリスクとその低減措置について関係者すべての間で話し合い、共通理解を得るように努力する。
- 関係者がそれぞれの責務、役割に応じて参加し、貢献する。
- 各プロセスの透明性と中立性を確保する。

## （3）目標達成のために必要な手法又は手段に関する事項

食の安全に関するリスクコミュニケーションを効果的に推進するためには、以下の点を早急に実現することが必要と考えられます。

- 中立、公正な調整役（ファシリテーター）を養成する。
- 消費者等関係者の疑問などに答えるための常設窓口を設置する。
- 関係機関の縦割りを廃して、共同でリスクコミュニケーションに当たる。
- 対策がまとまっていない段階から、次の段階、目標を示す形で関係者との話し合いを持つ。

- 情報公開の促進とメディアとの協力関係の促進を図る。そのために、メディアのいろいろな部門と日頃から意見交換を行える場を設置する。
- 個別テーマごとの基礎的な議論をこなしておくための関係者からなる協議体を設置する。

## 2. 現状

### (1) 食品安全基本法制定以前のリスクコミュニケーションの問題点と改善の状況

食品安全基本法制定以前は、食のリスクコミュニケーションという言葉は殆ど使われておらず、食品の安全性の確保に関する関係者のコミュニケーションとしては、公的機関などからの情報の公開と、それに対応する報道、消費者の理解という方向の流れが主で、一部審議会の消費者代表が施策に関して意見を述べることはありましたが、逆方向の情報・意見の流れは限られたものであったと考えられます。

平成 13 年 9 月 10 日に、我が国で最初の B S E を疑う牛の確認が発表されて以来の一連の出来事は、我が国の食品安全行政の仕組みを大幅に変える具体的なきっかけとなりました。(参考 3)

食品の安全性の確保に関する基本原則として「B S E 問題に関する調査検討委員会報告書(平成 14 年 4 月 2 日)」は、第一に消費者の健康保護を最優先すべきとし、次いでリスク分析手法の導入を掲げています。その中でリスクコミュニケーションについて、以下の点について改善が必要であると指摘しています。

#### 行政機関間のコミュニケーション不足

生産段階を所掌する農林水産省と食品衛生を所掌する厚生労働省の連携が不足していた。

#### 専門家と行政間のコミュニケーション不足

行政と科学の間に情報や意思疎通を円滑に行う相互信頼が確立されていなかった。

#### 行政機関の正確な情報開示と透明性の確保が不十分

B S E 発生の際の感染牛の処理情報を誤って伝えたほか、過去の経緯や政策内容についても説明が不足だった。国民にどう伝わるかについても注意不足であった。

#### 正確で分かりやすい報道の不足

危険性を過度に強調した報道があり、誤解を招く場合があった。マスメディア関係者に食の安全についての理解が不足。

#### 消費者の理解不足

行政不信に表示不信が重なった結果でもあるが、受け止め方にやや過剰な反応がみられた。

この報告をもとに、「食品安全行政に関する関係閣僚会議」が、法制度、行政組織の見直しを検討し、平成 14 年 6 月、同閣僚会議によって、法制整備の方向性や今後のスケジュール

ルが「今後の食品安全行政のあり方について」としてまとめられ、平成15年7月に食品安全基本法が制定され、食品安全委員会が新設されました。

これらの新しい法律制度や行政組織により、リスクコミュニケーションについても制度的な手当てがなされました。(参考4)

今後は、より効果的なリスクコミュニケーションの実施を可能とするよう、これらの制度を適切に運用していくことと関係者の連携が確保されるような実質的な仕組みを構築していくことが重要と考えられます。

## (2) 食品安全基本法制定後のリスクコミュニケーションの実施状況

### ● 関係法律におけるリスクコミュニケーション関係規定

#### 食品安全基本法

食品安全基本法(平成15年法律第48号)では、食品安全行政に健康への悪影響を防止・抑制する科学的手法であるリスク分析手法の導入が図られました。具体的には、第11条に食品健康影響評価(リスク評価)の実施、第12条に食品健康影響評価に基づいた施策の策定(リスク管理)について定め、リスクコミュニケーションについては、第13条に定められています。(参考5)これは、我が国の食品の安全性の確保に関する施策全てにわたって適用される考え方となっています。

また、食品安全委員会の所掌事務を定めている同法第23条第1項では、食品健康影響評価など食品安全委員会の業務に関して、「関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること」及び「関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと」と規定され、食品安全委員会が、広く食の安全に関するリスクコミュニケーションを推進していくこととされています。

#### 食品衛生法

食品衛生法においては、リスクコミュニケーションに関し2つの規定が設けられています。

一つは、規格・基準や監視指導計画の策定等の際に、必要な事項を公表し、広く国民又は住民の意見を求めるものです。

もう一つは、定期的に、食品衛生に関する施策の実施状況を公表し、その施策について広く国民又は住民の意見を求めるものです。

その運用に当たっては、食品安全基本法のリスクコミュニケーションに関する規定の趣旨も踏まえて、関係府省の連携のもとで行うこととなっています。

### ● 各府省における食の安全に関するリスクコミュニケーションの実施状況

内閣府食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省においては、平成15年7月1日の新制度施行以降、委員会、審議会などの原則公開、食品影響評価やそれに基づく管理施策に関して広く一般からの意見、情報の募集、意見交換会等の開催、関係者の相談窓口の設置、各種のモニターの設置などを実施してきています。(参考6)



その結果、関係者の努力により、国、地方公共団体の行う食品安全性関係の情報の開示、説明、伝達には一定の改善がみられています。

しかし、米国における BSE の発生、国内における 79 年ぶりの鳥インフルエンザの発生などの事件が相次ぎ、3 年前の我が国における BSE 発生当時のような混乱には至っていないものの、特定地域の関係産業に対し、社会的影響は相当及んでいる状況です。

このような事態においても、リスク分析の考え方を適用して対応し、一層、食品のリスクという考え方の理解を広めていく努力が必要です。

また、遺伝子組換え食品のように、技術や食品としての安全性のみならず、その技術そのものの有用性や倫理性について種々の議論がある問題については、どのように国民の合意を形成するのか、またそれが可能であるかなど、引き続き、議論すべき課題が多い状況です。

#### ● 地方公共団体における実施状況

食品安全基本法では、地方公共団体の責務が規定され、同法の施行にともない、地域の住民や事業者にとってもっとも身近な全国の都道府県、市町村においても、食品の安全性の確保のために新しい組織、協議体などが構築され、食の安全について参加型の議論が行われつつある状況です。(参考 7)

その多くは、各自治体内の行政、消費者、食品関連事業者、学識経験者、メディアなど食の関係者からなる協議機関を設け、基本方針や行動計画などを作成し、個別の問題についての意見交換を行うというものです。

また、各自治体内においても、農林水産部局、食品衛生部局、環境部局、生活環境部局などの連携を図るための組織改革が行われているケースが多いところです。

例えば、1200 万人の消費者が生活する東京都では、平成 2 年 12 月に「東京都における食品安全確保対策にかかる基本方針(平成 11 年 4 月 2 日改定)」が策定され、都民の意向の施策への反映、情報の収集提供と普及啓発の推進、消費者と生産・製造者等との相互理解の促進、が施策推進の方向として示されました。

この方針に沿って、平成 2 年から、都民からの相談事業の充実、情報誌「くらしの衛生」の発行、「くらしの衛生セミナー」の開催、「食と住まいの衛生コーナー」の開設、「東京都食品保健懇話会」の設置、などの事業を展開していきました。また、平成 9 年からインターネットを利用した情報提供を開始しました。

さらに、平成 15 年度からは、食品安全情報評価委員会の設置、インターネット上で食に関する問題について討論を行う場である「食品安全ネットフォーラム」の開設、多くの都民が一堂に会して情報交換する場である「食の安全都民フォーラム」の開催、といった新たな取組を行っています。(参考 8)

また、りんごを主要産業とし、生産県である青森県では、健康福祉部内に「食の安全・安心対策チーム」を設置し、食の安全・安心対策について全庁的に取り組みながら、県内の消費者、生産者、流通関係者などで構成される青森県食の安全・安心対策本部において、生産者や事業者の考える安全・安心に関するアンケート結果を参考にするなどして、「青森

県食の安全・安心対策総合指針」を策定し、食の安全・安心対策について取り組んでいます。

さらに、農林水産業の盛んな熊本県では、消費者の安全・安心を獲得するために、県が行う総合的な施策推進の基本的な考え方や施策の体系等を定めた「くまもと食の安全安心のための基本方針」をパブリックコメントを経て策定し、平成16年1月に、くまもと食の安全県民会議と県立大学との共催で「くまもと食の安全安心フォーラム」を開催し、その中で、アクションプログラムを採択しています。

この他の道府県、市町村においても食品安全関係部署の連絡体制を整備するとともに、関連条例の制定、基本方針、行動計画の策定、調査審議機関の設置、関係団体との連絡会議の設置などが順次行われ、地方における食品安全行政の新たな枠組みが整いつつあります。

#### ● 食品関連事業者の取組み

農林漁業の生産資材、農林水産物を含む食品、添加物、器具、容器包装の生産、輸入、販売などを行う食品関連事業者は、その事業活動を行うに当たって、食品の安全性の確保について第一義的責任を有することとされています。(食品安全基本法第8条)

食品関連事業者においても、提供する商品の安全性確保はもとより、消費者などからの問い合わせ、意見を受け、商品に反映させていくリスクコミュニケーションの努力がされています。

例えば、ある飲料メーカーでは、以下のような取組が行われています。

消費者、顧客からの問い合わせを的確に取り入れるため、15～16年前から商品に担当部署の電話番号を記載するようになり、5～6年前にはフリーダイヤルとしました。休日も対応し、年間12～13万件の問い合わせが寄せられています。

問い合わせの内容は、成分、効能、賞味期限、添加物、アレルギーなど千差万別ですが、最近は安全性に関するものが増えてきています。これらについて社内調整の上、消費者の安全を最優先し、注意表示に繋げ、さらに業界全体としての表示にまでなったものもあります。

企業においても、透明性の確保、コミュニケーション能力の確立などリスクコミュニケーションの原則は共通のものと考えられています。(参考9)

その一方で、食品関連事業者の中には、一部の生産者等にみられるように、リスクコミュニケーションについての理解が十分でないか、またはリスクコミュニケーションを十分に行うことができなかつたことにより、結果として不利益を生ずるといった事態も生じています。生産者をはじめ食品関連事業者も食の安全の関係者としてリスクコミュニケーションに積極的に参加できるメカニズムを構築することが重要です。

#### ● 消費者の取組み

消費者も食品の安全性の確保のために、知識と理解を深め、関係施策について意見を表明するよう努めるなど大きな役割を果たすことが期待されています(食品安全基本法第9

条) 現に多くの消費者団体では、食の安全を活動の柱の一つとして掲げ、以下のような種々の取組がなされています。

- ・ B S E や化学物質など食の安全に関する課題ごとの研究会開催
- ・ 生産者、食品関連事業者、行政関係者等との情報、意見の交換
- ・ 食品健康影響評価、食品の安全性確保のための規制等の管理措置に対する意見募集への意見表明
- ・ 地域における有機資源循環と食の安全を両立させようとする消費者と生産者の取組 等

### 3 . 課題

#### (1) リスクコミュニケーション実施の考え方

食の安全を考えるときに、それぞれの立場や経験、知識などにより、関係者の間でリスクのとらえ方が大きく異なるのは当然です。このような違いの理由や背景について、お互いに理解する努力を継続することにより、よりよい食品の安全性確保のあり方を目指していく必要があります。

例えば、リスクの性質について、火事や地震のリスクと、我が子に食事を与える親が考える食品についてのリスクでは、受け取り方に相当の違いがあり得ます。また、リスクはできる限り小さくすることが望ましいのですが、対策にかけることができる費用や人手には限界があります。こうした場合に、社会としてどの程度のリスクを許容できるのか、またはできないのかについて、同じ情報の下で関係者が意見を交換する必要があります。

このようなリスクコミュニケーションを積み重ねることによっても、必ずしも関係者間の合意が得られるわけではありませんが、情報や意見の疎通を欠くことによって、関係者間でお互いの立場や考え方が理解できずに乖離してしまうことによって生ずる弊害を小さくすることは期待できます。

#### ● 関係者の役割と取組み、連携の方向

##### ● 国

食品の安全性の確保のため関連情報を収集、整理し、提供することが必要です。特に、用語集など基礎的な資料の整備や、その時点で問題となっている案件についてわかりやすく解説した資料の迅速な作成、提供などを着実に実施していく必要があります。情報の提供を「迅速に、必要なものをすべて、わかりやすく、正確に」行うことは容易ではありませんが、関係者との連絡を密にして、求められている情報を提供できるように、また、疑問や質問に答えるよう努めていくことが重要です。

また、関係者が参加しやすい形での意見交換の場の設定、関係者間の意見の調整、関係者の意見を施策へ反映する方策の提案、問題の指摘、危害情報の通報、相談などの窓口の設置などについて、透明性を十分担保した上で、実施していくことが求められています。

さらに、国の機関、都道府県、市町村の間の連携が保たれるように、関係者の意思疎通を十分に図っていくことが必要です。

食品健康影響評価を受けて管理措置を導入する場合、措置の内容、要する経費、時間を

できる限り具体的に示していくことも重要です。

- 地方公共団体

地域住民や食品関連事業者の一番身近な行政である地方公共団体でのリスクコミュニケーションは、具体的な課題に対応していくことが求められます。

地方公共団体では、すべての住民が問題を理解し、安心して食品を選択できるようにするためのリスクコミュニケーションを行うことが理想ですが、実際に対象とできる人数の問題や、対象者の科学的知識レベル、生活信条、健康状態等が多様なため、保有する情報をできる限り、かつ、生活に即しわかりやすい方法で提供すること、また、提供した情報について、住民にどのように伝わったか、理解されたか等の把握をし、提供情報の見直しを随時行うなど、可能な範囲で対応を図っていくことが重要です。

また、鳥インフルエンザ問題で見られたように地方公共団体におけるリスクコミュニケーションは、その地方公共団体の関係者だけでなく、隣接する地方公共団体の住民等にも影響を与えることが考えられます。

このため、今後、地方公共団体間における食の安全に関するリスクコミュニケーションに関する情報が共有できるような体制を構築していくことが重要です。

- 食品関連事業者

生産、輸入、流通、販売を問わず、食を提供する者は顧客の命に関わる物を提供するという認識と行動を取ることが必要です。

昨今、国民が不信を抱かざるを得ないほどの食品関連事業者による不祥事が続きました。

これからの企業は、法令を遵守することは当然のこととして、その行動について明確な説明責任を果たさなければなりません。労働組合が会社に対して社会的責任を果たすことを促していくことも重要です。

企業が科学的根拠に基づいた共通なデータを使い、説明責任を果たせる能力を身につけることが必要です。安全性確保のために自ら実施する検査等の経費については、あらかじめ計上して実施していく必要がありますが、破壊検査である食材検査は全数検査は不可能なことから、全量に対してどの頻度で実施したらよいか等の基準を科学的根拠に基づき設定していくことも重要です。

リスクへの対応については、例えば「逃げるな 隠すな 嘘つくな」で対応するというように方針を決めておき、「被害者救済 被害拡散防止 原因究明 再発防止」を迅速に実施することが重要です。

平常時のコミュニケーションで、いかに社会・消費者の信頼を勝ち得ているかで、いざという時に提供する情報が生きてくると考えられます。

日頃の情報内容やその提供のあり方、姿勢に信頼感が醸成されていなければ、リスク発生時に一生懸命情報を提供しても、振り向いてもらえません。平時のコミュニケーション活動をいかに適切に行っているかによって、リスク発生時のコミュニケーション、危機時のコミュニケーションを円滑・効果的に行うことができると考え、自社および自社製品の正しい情報を提供しつづけるための組織や人材、システムの強化を図っていくことが重要

です。

また、消費者との接点となる売り場においても、もちろん、安全第一を優先させなくてはなりません、「心配」というシグナルが点滅するとすぐさま売り場から商品を撤去してしまうというようなことは、流通、製造業者へ誤った情報を伝え、いわゆる風評被害を起こすことにも繋がりがねません。

さらに、パッケージ業者と製造業者の表示事項についての連携など食品関連事業者間の安全性面での連携が求められます。

#### ● 消費者

近年、消費者は保護の対象ではなく、自立、自己責任を求められるようになりました。自己責任を問われる立場としては、食のリスク評価や管理に対しても、それなりの意見の表明ができるようではなりません。しかし、これまでは何かことが起こってからでないとそこにハザードのあったことを知らないということが多くありました。BSEをきっかけに制定された食品安全基本法を基に必要な情報を的確な時期に入手できる方策を行政はじめ食品関連事業者に対し、常に要求していく姿勢が求められていると考えます。

このため、一人一人の消費者が、ある出来事の由来について、何故、どうしてなのか科学する目を持つべきでしょう。その上で、地域の団体や大学などの専門家の方たちとフランクに話せるシステムの構築が必要です。

「消費者とはだれなのか」も大きな問題です。一口に消費者といってもさまざまな思いを持ち、様々な立場があることは自明のことです。こうした消費者とのリスクコミュニケーションのあり方の基礎は、常に義務教育修了の時点にを念頭に置いて考えるべきではないかと考えます。一般の市民が気軽に意見を述べられるような仕組みを作り、そのような機会を増やすことが大事です。

#### ● メディア

食のリスクコミュニケーションにおいては、メディアは重要な役割を果たしています。特にマスメディアの同じタイミングで迅速に関係者全体に情報を提供する役割の大きさは計り知れないものがあります。また、行政や、生産者、企業などから情報開示を促すべく地道に取材し、受け手に伝えているのも事実です。

その一方で、一部メディアでは不正確な報道がなされている、実際に生じている問題に比べて過大な扱いがされているのではないかとの指摘もあります。

食品の安全性に関する情報は、国民の日常生活に大きな影響を与えるものなので、メディアには、事実に基づき、適時に、リスクとベネフィットを正しく伝える、また、消費者など情報の受け手が、自己責任において食品の選択などの判断をするのに適切な情報を伝えるよう努めることが求められています。

また、食の安全についての専門的知識や理解をもった執筆者を増やすことも重要と考えられます。

- 専門家

科学者、専門家のコミュニティが、一層、積極的に、食の安全に関するリスクコミュニケーションに参加し、食品の安全性の確保に関する情報を提供することが重要です。科学者、研究者には説明責任があるのだという認識をもっと深めるべきですが、一般の人には難しい科学を平易にわかりやすく説明しなければ、この説明責任は果たせません。

関係する学会や学術団体は消費者や専門外の人が問い合わせをしやすい形の窓口を設け、平易な説明ができるように準備をしておくことが望まれます。また、ある食品のリスクについて、専門家間の見解が異なる場合、その背景や根拠を明示して他の関係者の理解を助ける努力をすることが必要です。

諸外国や国際学会、他分野の学会が食品の安全性に関してどのような主張、報告をしているかについても情報交換を行い、必要に応じ、専門家同士の議論を公開で行うなどして、科学的議論の透明性を高めることも重要です。食品のリスク分析の専門家を養成することも緊急の課題です。

- 教育

食品に危害が発生した時に、社会として冷静に対応・行動できるようにするためには、種々のメディアからの情報を読み解き、自らが食べる食品の選択に影響を与えるものかどうかを科学的に判断できるようなメディアリテラシーが身に付いていることが重要と考えられます。食品の安全性に関する情報は、さまざまな形で発信されており、情報の受け手がそれらの情報をかぎわける判断力を備えるためには、小さいころからの教育が不可欠です。

安全性はもとより、幅広く健全な食生活を送るために食育の推進が必要となっていますが、学校における食育以外にも、食文化の継承活動など地域における取組も重要です。

また、企業の持つ情報を教育の場で利用していく方策を考えていくべきです。小学校から生産や流通の現場への理解を深める授業というものも検討されていいのではないのでしょうか。

- 情報公開と知的財産権、プライバシーの保護等

食のリスクコミュニケーションは、食品の危害情報、食品健康評価や管理措置についての情報など情報の共有化がその第一歩であり、基本的にはこうした情報には関係者全てがアクセスできる環境が必要です。食品安全委員会及びその専門調査会は、原則として全て公開で開催されています。但し、公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合は非公開とすることとされています。この場合も、議事録については、発言者の氏名を除いて公開し、さらに会議の開催日から起算して3年経過後に発言者氏名を含めて公開することとされており、安全性に関する議論については、関係者に明らかになるようになっています。(参考10)

食の安全に関するリスクコミュニケーションの実施に当たっても、プライバシーや知的財産権を尊重しつつ、安全性に関する議論を行うために十分な情報が開示されるよう工夫

していくことが必要です。

## (2) リスクコミュニケーションの方法等

### ● コミュニケーションの媒体

食品安全モニターのアンケート結果でも、関係者が直接意見を交わす意見交換会に対する期待が大きく、今後も意見交換会を積極的に開催していくことが適当と考えられます。また、インターネットを通じたやりとりも双方向性を確保した情報・意見の交換として、今後、ますます重要になるものと考えられます。(参考11)

しかし、意見交換会への出席が困難な遠隔地の方々やインターネットへのアクセスのない関係者との双方向の情報・意見交換が可能となる方法についても、さらに検討を行う必要があります。

また、食品安全委員会の「食の安全ダイヤル」などは、主として関係者の質問に答えるための相談窓口として設置されていますが、このチャンネルをどのような危害要因を評価すべきか、また、どのような措置を執るべき等の提案を積極的に受け付けられるものとしていくことも検討すべきと考えられます。

さらに、教育関係者や医療関係者との連携を深め、リスクコミュニケーションを効果的に実施していくことも検討すべきと考えられます。

### ● 意見交換会の規模等

意見交換会については、新たな制度の説明など説明的な性格が強い場合は、大人数の参加を得る形をとり、個別、具体的な案件について議論する場合は、全員が発言参加できる少人数会合の形をとることが適当と考えられます。

また、課題によっては、専門家、消費者、食品関連事業者、メディアなどからごく少人数で集中的に議論を行い、論点を明確化することも有用と考えられます。

### ● 専門家の養成とコミュニケーション技術の向上

国をはじめ各関係者は、コミュニケーションの技法や考え方についても精通した食のリスクコミュニケーションの専門家の養成を行うなどコミュニケーション技術の向上に努めるべきです。

農林水産省では、リスクコミュニケーションの基本を理解し、実践的な技術を身につけるため、平成14年8月から、消費・安全局の幹部及び担当者に対してリスクコミュニケーション研修やセミナーを7回実施しています。(参考12)

このような研修を、広く各府省や関係者の間で実施することも検討すべきと考えられます。

### ● リスクコミュニケーションに関する調査研究の充実

専門家の意見を聴きつつ、食の安全に関するリスクコミュニケーションについての実際的な調査研究を進めていくべきです。

例えば、各国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの比較、リスクコミ

コミュニケーションの評価方法の開発などの分野での調査研究を推進することが重要と考えられます。

また、生産者、流通関係者、消費者などの関係者が自己防衛できないリスクの存在を知った時、また、未知のリスクに対応する時、人々がどのような反応（行動）を起こすかというような課題について総合的かつ実証的な調査研究も必要と考えられます。

- 国際的なリスクコミュニケーションの実施

諸外国に対しても、我が国におけるリスク分析の内容等について適切に情報提供、意見の交換を行っていくとともに、国際機関における議論の状況や、諸外国の食品安全に関する情報を国内の関係者が共有できるように、関係府省のホームページの充実や説明会の開催などに努めることが重要です。

#### 4．今後のリスクコミュニケーション専門調査会の取組、活動の方向

これまで半年間は主としてリスクの考え方の理解を進め、国が新たに始めた施策について説明することを目的としたコミュニケーションに重点が置きました。今後は、生産、流通、消費、行政、専門家などの関係者から食品の安全性に関わる問題の所在や解決方向、疑問点について、何をリスクととらえ、どうすれば良いかなどについて意見を聞き、討議することに力を注ぎ、食品安全委員会をはじめとして国がなすべきことの方角を探ることを目指します。

また、具体的なリスクコミュニケーションの課題についても、関係者の意見を聞き、食品安全委員会に提言していきたいと考えています。

さまざまな情報や意見をもとに、関係者が誠実に努力して、食品の安全性の確保のためのリスクコミュニケーションを進めていくことが重要です。

リスクコミュニケーション専門調査会としては、これまで議論してきた、上記の「現状と課題」を踏まえて、今後、次のような取組を行っていくべきと考えます。

- (1) 食品安全委員会、関係行政機関が行うリスクコミュニケーションへの助言。
- (2) 種々の意見交換会等へのリスクコミュニケーション専門調査会メンバーの積極的参加。
- (3) 行政、食品関連事業者、消費者など関係者と随時、直接、意見交換。
- (4) 関係する専門調査会等と連携して、関係者間で意見の違いが大きい案件、関係者に知られていない案件等についてのリスクコミュニケーションを計画的に実施。

#### (参考資料)

- 1．他分野におけるリスクコミュニケーション
- 2．諸外国におけるリスクコミュニケーション
  - (1) H15/10/28 開催の意見交換会におけるピリー前コーデックス委員会議長（米農務長官特別顧問）の講演概要）
  - (2) H16/2/16 開催の意見交換会におけるデ・レーウ蘭食品消費者製品安全庁長官の基調講演の概要
- 3．FAQ
- 4．用語集